

令和2年(ワ)第194号

原告 天羽優子

被告 株式会社ウルフアンドカンパニー

山形地方裁判所 御中

準備書面2

令和3年3月15日

被告 株式会社ウルフアンドカンパニー 代表取締役 大竹誠



先般送付した準備書面1に原告の主張を間違えて記載したので訂正し、再度主張する。

原告の令和2年(ワ)第2509号で被告が原告になっている、さいたま地方裁判所の事件は別件では無く、本件と重複するものがある。

重複起訴の禁止に抵触すると主張する。